

「市長への手紙」HP掲載データ（令和元年6月分）

見出し	0106-1 土地境界の事務を進めてほしい
ご意見	昨年度の土地境界立ち合い後、土地境界の登記の事務は、何一つ行動がされていない。法務局の原図と市役所にある図面は大きくずれが生じており、登記ができない。速やかに、案件を処理することを願いたい。
回答	<p>本件は、平成30年4月にお知らせいただいたことから、一刻も早く解決するべく、土地家屋調査士に依頼し、土地調査及び現地境界立会を実施しました。</p> <p>その結果、公図と地権者の皆様が認識する境界にずれが生じていることが判明しました。</p> <p>このことから、法務局と相談をした結果、分筆登記の前提として、更に周辺の土地調査を行い、公図と現地とが整合するように修正することが必要との見解を得ました。</p> <p>しかしながら、多額の費用が必要となることから、改めて予算を確保する必要があり、これまで解決方法について検討を重ねてまいりました。</p> <p>この度、今年度において予算を確保することができましたので、関係地権者の皆様からのご協力をいただきながら、本件の解消に向けて執り進めて参りますので、引き続きご協力をよろしく申し上げます。</p>
担当課	建設整備課 電話：0194-52-2124